

事務連絡
令和元年 8 月 30 日

各都道府県衛生主管部(局)
災害医療主管部(課)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室長

令和元年度に発生した災害により被災した医療施設等に係る
災害復旧費補助金の活用意向の報告について(依頼)

災害医療対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年度に発生した災害により被災した医療施設等の復旧に必要な経費について、医療施設等災害復旧費補助金の所要額を把握する必要があります。

つきましては、管下の医療施設等へ添付の「医療施設等災害復旧費補助金のご案内(別紙1)」及び「実地調査について(別紙2)」を参考資料として配布の上、補助金の活用意向がある施設を取りまとめ、下記1、2により担当者まで電子メールにより提出をお願いいたします。

なお、取りまとめ後に実地調査を行うこととしており、具体的なスケジュール等は担当者から後日連絡しますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 被災後1ヶ月以内に提出する様式

(ただし、本通知以前に被災した案件の提出期限は、令和元年9月30日とします。)

- ・医療施設等災害復旧費協議書(様式1)
※ 災害復旧所要額は概算で可
- ・医療施設等災害復旧費補助金の活用意向取りまとめ表(様式3)

2. 意向取りまとめ後に提出する様式

(提出期限は、別途、担当者から連絡します。)

- ・医療施設等災害復旧費協議書(様式1)
※ 上記1で提出したものと変更がない場合は同じもの。ただし、概算額から変更がある場合は修正したもの。
- ・医療施設等災害復旧費実地調査表(様式2)

3. 留意事項

医療施設等から厚生労働省に直接提出されないようお願いいたします。

【担当者】

厚生労働省 医政局 地域医療計画課 救急・周産期医療等対策室

災害医療対策専門官 榊原 E-mail: sakakibara-yasuhiro@mhlw.go.jp

災害医療係長 深山 E-mail: miyama-masashi@mhlw.go.jp

電話 03-5253-1111(内線)2548

医療施設等災害復旧費補助金のご案内

～ 被災された医療機関等の皆さまへ ～

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の建物や医療用設備などを復旧（※）するための費用について、国がその一部（費用の1/2（激甚災害により被災した公的医療機関は2/3））を補助する制度があります。

（※）原則、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する場合

補助の対象となる施設

○下記は一例です。補助対象施設などの詳しい内容は（別添）をご覧ください。

✓ 医療機関

（公的医療機関）

- ・都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

（政策医療実施機関（公的医療機関を除く））

- ・救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制診療所（歯科を含む）、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）など

✓ 医療関係者養成所施設

- ・看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所

✓ その他

- ・研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎など

補助の対象となる費用

- 建物及び建物附属設備の復旧費用
- 医療用設備（CT、MRI、リニアックなどの建物と一体として復旧を行う医療機器）の復旧費用
- 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材（※）の復旧費用

※ 激甚災害により被災した場合に限る

※ 修理費などの復旧費用が、1品あたり50万円（歯科の場合は10万円）以内は除く

補助の対象とならない費用（一例）

次の費用は申請内容に含めないでください。

- × 土地（敷地、構内道路、屋外運動場、法面、駐車場など）、造園
- × 工作物（囲障、門など）
- × 消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等
- × 救急車等の車両
- × 賃貸の建物、リースの医療機器

※ 復旧のための費用の合計（税込）が80万円に満たない場合

国による実地調査の実施

○補助金を活用して復旧を行う場合、国（厚生労働省及び財務省（局））による実地調査を行い、被災箇所や復旧方法、復旧費用について確認する必要があります。

✓ 調査する内容

- 医療施設等の所在地における災害の状況
 - ※ 『〇〇市では、△△△△（台風〇号、××地震など）により（具体的な被災状況）した』など
- 建物等の被害状況
 - ※ 被災事実の確認が不可欠です。
必ず復旧前の被災箇所すべての写真を撮ってください。その際は、被災範囲（数量）などが確認できるようメジャーを添えるなどのほか、可能な限り明瞭に撮影してください。実地調査時に被害状況が確認できない場合、補助対象外とすることがあります。
- 復旧方法
 - ※ 工事内容（施工方法など）の確認を行います。
専門的な説明も必要になりますので、説明ができる体制を確保してください。
施工業者等の立会・同席も可能です。
- 復旧にかかる費用
 - ※ 工事費や修理費の根拠について確認を行います。
復旧方法と同様に、費用についても説明ができる体制を確保してください。
費用の根拠が施工業者の見積書の場合、複数（3社以上）の見積書を用意してください。
（やむを得ない理由により複数の見積書が用意できない場合は、その理由を書面にして実地調査の際に提出してください。）

✓ 調査の方法

- 県庁会議室または被災施設（現地）などにおいて、上記について確認を行います。

✓ 調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）

- 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）
- 医療施設等災害復旧費実地調査表（様式2）
- 災害発生原因や程度（震度）がわかる資料
 - ※ 地元地方気象台の発表した観測記録や、都道府県・市町村防災担当部署が作成した資料など
- 図面、被災箇所すべての写真（写真は主なものを印刷し、その他はパソコン等の画面で確認する方法でも構いません。）
- 復旧費の積算根拠（見積書など）
- 医療機器にかかる備品台帳など、当該施設の所有であることを証明する資料

医療施設等災害復旧費補助金 補助対象等一覧

(別添)

区分	補助対象施設	対象経費			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
		建物	医療用設備	医療機器 注)激甚災害 の場合に限る		
公的医療機関施設	都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合(以下「市町村」という。)、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所	○	○	○	厚生労働大臣の 定める額	1/2 (2/3)
へき地診療所	都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所(医師及び看護師住宅を含む。)	○	○	○		1/2
政策医療実施機関						
救命救急センター	都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター	○	○	○	769,100千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	都道府県知事又は市町村長等の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
救急告示病院	救急病院等を定める省令に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医制病院	災害救助法の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医制診療所	災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医制歯科診療所	災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
休日夜間急患センター	災害救助法の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、市町村が行う(委託を含む)休日夜間急患センター	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
休日等歯科診療所	災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者(児)に対する診療を行う(委託を含む)歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
時間外診療実施診療所	災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生(支)局に行っている診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
災害拠点病院(基幹災害拠点病院)	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院	○	○	○	677,268千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
災害拠点病院(地域災害拠点病院)	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院	○	○	○	447,449千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
へき地医療拠点病院	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院	○	○	○	229,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
周産期母子医療センター	都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター	○	×	○	83,300千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
小児救急医療拠点病院	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院	○	○	○	28,155千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施病院	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施診療所	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施歯科診療所	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2

区分	補助対象施設	対象経費			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
		建物	医療用設備	医療機器 注)激甚災害 の場合に限る		
がん医療実施診療所	都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
脳卒中医療実施病院	都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
腎移植施設	厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設(原則、都道府県一か所(人口400万人以上の都道府県は二か所))	○	×	○	44,300千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
老人デイケア施設	厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設	○	○	○	165,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
共同利用施設	厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設	○	○	○	388,900千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
医療関係者養成所施設						
看護師等養成所	保健師助産師看護師法第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×	厚生労働大臣の 定める額	1/2
理学療法士等養成所	理学療法士及び作業療法士法第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1/2
救急救命士養成所	救急救命士法第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1/2
歯科衛生士養成所	歯科衛生士法第12条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1/2
研修施設						
地域医療研修センター	医科大学若しくは大学医学部の附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。)又は臨床研修病院(営利法人又は個人の設立した病院を除く。)の開設者の設置する地域医療研修センター	○	×	×	59,600千円	1/2
研修医のための研修施設	医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。)又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設	○	×	×	198,700千円	1/2
病院内保育所	日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、健康保険組合若しくはその連合会、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険組合、共済組合若しくはその連合会、公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療法人等の設置する病院内保育所	○	×	×	厚生労働大臣の 定める額	1/2
看護師宿舎	都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎	○	×	×	既存面積(1人当たり33㎡を限度) ×1/2×198,300円	1/2
救急医療情報センター	都道府県の設置する救急医療情報センター	○	×	×	13,100千円	1/2

※ 補助額：実際の事業費(厚生労働省等による実地調査に基づく額)と、基準額を比較して、低い方の額に補助率を乗じた額。(千円未満切り捨て)

※ 国、独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)若しくは国立大学法人(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は医療法第7条の2第1項第二号～第五号に掲げる者の設置するものは対象外。

※ 厚生労働大臣の定める額：上限なし

実地調査について

医療施設等災害復旧費補助金は、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別添「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき交付します。

なお、医療施設等災害復旧費補助金は、別添の「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領(昭和59年9月7日蔵計2150号)」等に基づく実地調査により交付額が決定します。

1. 事前準備について

- (1)「医療施設等災害復旧費補助金のご案内(別紙1)」の「国による実地調査の実施」を参照の上、準備をお願いします。
- (2)都道府県担当部局を経由して、電子メールにより、別途指定する期日までに下記資料を提出してください。その際、医療施設等から厚生労働省に直接提出されないよう留意してください。
 - ・「医療施設等災害復旧費協議書」(様式1)
 - ・「医療施設等災害復旧費実地調査表」(様式2)

2. 実地調査について

- (1)医療施設等災害復旧費実地調査表に記載した被災の状況や所要額の積算根拠(数量、金額)等について調査します。
- (2)調査時においては、上記(1)の内容を確認するので、施工内容など専門的な内容を把握されている被災施設の担当者又は工事施工業者から説明をお願いします。
- (3)写真及び図面等に番号を付けるなどして、被災場所を書面で特定できるようにしてください。

3. 早期着工について

実地調査前に復旧事業を行う場合、被災の事実確認のため、被災した状況の分かる写真が必要不可欠であることから、被災の程度(範囲、数量、規格)等が確認できるよう、メジャーを添える等出来るだけ明瞭に撮影してください。

4. その他

- (1)災害復旧は、原則として、「原形復旧」であり、被災前より高価な資材、高機能な医療機器等による復旧は減額査定の対象となる場合があります。
- (2)協議書提出後に追加工事の発生や一部工事の取り止めなどにより所要額が変更となる場合は、実地調査前に、都道府県担当部局を経由して連絡してください。

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

厚生省発健政第22号
平成7年3月1日

一部改正厚生労働省発医政第0216004号
平成16年2月16日

一部改正厚生労働省発医政第0204011号
平成17年2月4日

一部改正厚生労働省発医政第0307002号
平成18年3月7日

一部改正厚生労働省発医政第0312007号
平成20年3月12日

一部改正厚生労働省発医政0526第12号
平成23年5月26日

一部改正厚生労働省発医政1209第5号
平成23年12月9日

一部改正厚生労働省発医政0116第5号
平成26年1月16日

一部改正厚生労働省発医政1204第3号
平成27年12月4日

一部改正厚生労働省発医政0930第1号
平成28年9月30日

一部改正厚生労働省発医政0602第2号
平成29年6月2日

一部改正厚生労働省発医政0330第13号
平成30年3月30日

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療施設等災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、次に掲げる施設であって暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用を交付の対象とする。

なお、交付の対象となる異常な天然現象の範囲は公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号建設省河川局長通知）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。

(1) 医療機関施設

ア 公的医療機関施設

都道府県、市町村若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

イ へき地診療所

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所（医師及び看護師住宅を含む。）

ウ 政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

（ア）救命救急センター

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター（国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（イ）病院群輪番制病院及び共同利用型病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県知事又は市町村長若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合の管理者の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（ウ）救急告示病院

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（エ）在宅当番医制病院

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

（オ）在宅当番医制診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置する

ものを除く。)

(カ) 在宅当番医制歯科診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(キ) 休日夜間急患センター

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、市町村が行う（委託を含む）休日夜間急患センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ク) 休日等歯科診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者（児）に対する診療を行う（地方公共団体からの委託等により行う場合を含む）歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ケ) 時間外診療実施診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する診療所であって、平成28年3月4日保医発第0304第1号厚生労働省保険局医療課長及び同局歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」により、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生（支）局に行っている診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(コ) 災害拠点病院

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(サ) へき地医療拠点病院

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(シ) 周産期母子医療センター

平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」に基づき、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ス) 小児救急医療拠点病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(セ) 在宅医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ソ) 在宅医療実施診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(タ) 在宅医療実施歯科診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(チ) がん医療実施診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ツ) 脳卒中医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(テ) 腎移植施設

昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ト) 老人デイケア施設

昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ナ) 共同利用施設

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(2) 医療関係者養成所施設

ア 看護師等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された法人（以下「学校法人」という。）若しくは同法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」とい

う。)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第34条の規定により設立された法人(以下「旧民法法人等」という。))又は医療法第39条の規定により設立された法人(以下「医療法人」という。))の設置する保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。(なお、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。))

イ 理学療法士等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所(学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。))

ウ 救急救命士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所(学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。))

エ 歯科衛生士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第1

2条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあつては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

(3) 研修施設

ア 地域医療研修センター

平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院（国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。）又は臨床研修病院（営利法人又は個人の設立した病院を除く。）の開設者の設置する地域医療研修センター

イ 研修医のための研修施設

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部の附属病院（国立大学法人の開設したものを除く。）又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設

(4) 病院内保育所

日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、健康保険組合若しくはその連合会、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険組合、共済組合若しくはその連合会、公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療法人等の設置する病院内保育所

(5) 看護師宿舎

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎

(6) 救急医療情報センター

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県の設置する救急医療情報センター

(交付額の算定方法)

- 3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更(次に掲げるものに限る。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所の変更(設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないものを除く。)
 - イ 建物の規模、構造又は用途の変更(機能を著しく変更しないものを除く。)
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
 - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止

又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第5号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。

(申請手続)

- 5 この補助金の交付申請は、毎年度別途指示する期日までに、第2号様式による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 6 厚生労働大臣は、5による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 8 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日(4の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から1か月を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が当該年度と当該年度の翌年度にわたるときは、この補助金の交

付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、第4号様式による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により、3、5及び8に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、毎年度において別途指示する期日までに、第3号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(別表)

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
医療機関施設 公的医療機関 施設	厚生労働大臣の定 める額	(1) 病院の診療棟、病棟、管 理棟、サービス棟等の被災 部分の災害復旧に要する 工事費又は工事請負費 (2) 診療所の診察室、処置室、 薬剤室、エックス線室等の 被災部分の災害復旧に要 する工事費又は工事請負 費 (3) 病院・診療所の建物と一 体として復旧を行う必要 のある医療用設備 (4) 医療機器 (1品につき500,000円を 超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害に より被災した場合に限る。)	2分の1 (激甚災害に対処するため の特別の財政援助等に関 する法律(昭和37年法律 第150号。以下「激甚法」と いう。)第2条第1項の規定 により指定された激甚災 害により被災した医療機 関又は東日本大震災に対 処するための特別の財政 援助及び助成に関する法 律(平成23年法律第40号。 以下「東日本大震災財特 法」という。)第46条第2 項第1号に規定する公的 医療機関であって同法第 2条に規定する東日本大 震災により被災した公的 医療機関にあつては3分 の2)
へき地診療所	厚生労働大臣の定 める額	へき地診療所として必要 な次の各部門の被災部分の 災害復旧に要する工事費又 は工事請負費 (1) 診療所 ア 診察室、処置室、薬剤 室、エックス線室、暗室、 待合室、看護師居室、玄 関、廊下等 イ 建物と一体として復 旧を行う必要のある医 療用設備 ウ 医療機器 (1品につき500,000円	2分の1

		<p>を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p> <p>(2) 医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p>	
<p>政策医療実施機関施設 救命救急センター</p>	<p>769,100 千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>救命救急センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、ICU、CCU、病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(2) 診療棟 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) その他 (事務室、機械室、自家発電室等)</p> <p>(4) ヘリポート</p> <p>(5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(6) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	<p>2分の1</p>
<p>病院群輪番制病院 及び共同利用型病院</p>	<p>80,200 千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した</p>	<p>病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の被災部分の災</p>	<p>2分の1</p>

	<p>場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	
救急告示病院	<p>80,200千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>救急告示病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
在宅当番医制病院	<p>80,200千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災</p>	<p>在宅当番医制病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、</p>	2分の1

	した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	
在宅当番医制診療所	<p>13,139千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>在宅当番医制診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
在宅当番医制歯科診療所	<p>13,139千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>在宅当番医制歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1

		<p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき100,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	
<p>休日夜間急患センター</p>	<p>13,139千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	<p>2分の1</p>
<p>休日等歯科診療所</p>	<p>13,139千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>休日等歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき100,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	<p>2分の1</p>

<p>時間外診療実施診療所</p>	<p>13,139 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>時間外診療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	<p>2分の1</p>
<p>災害拠点病院</p>	<p>(1) 基幹災害拠点病院 677,268 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p> <p>(2) 地域災害拠点病院 447,449 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>災害拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、ICU、CCU、病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(2) 診療棟 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) その他 (事務室、機械室、自家発電室等)</p> <p>(4) ヘリポート、備蓄倉庫、受水槽</p>	<p>2分の1</p>

		<p>(5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(6) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	
へき地医療拠点病院	<p>229,200千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)</p> <p>(2) 病棟 (病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(4) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
周産期母子医療センター	<p>83,300千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>母体・胎児集中治療管理室として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 周産期専用病棟 (病室、記録室、リネン室、バルコニー、廊下、便所等)</p> <p>(2) 医療機器</p>	2分の1

		<p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	
小児救急医療拠点病院	<p>28,155千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費小児専用病棟</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
在宅医療実施病院	<p>80,200千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>在宅医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1

		より被災した場合に限る。)	
在宅医療実施診療所	13,139 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2分の1
在宅医療実施歯科診療所	13,139 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅医療実施歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき100,000円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2分の1
がん医療実施診療所	13,139 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条	がん医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1

	に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、がん治療室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	
脳卒中医療実施病院	80,200千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	脳卒中医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、ICU、SCU、機能訓練室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)	2分の1
腎移植施設	44,300千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	腎移植施設として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 無菌手術室(機械室及び附属設備を含む。) (2) 医療機器 (1品につき500,000円を	2分の1

		<p>超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	
老人デイケア施設	<p>165,200 千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>老人デイケア施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 機能訓練棟、診療棟 (機能訓練室、作業・理学療法室、水治療室、電気・温熱療法室、評価測定室、マッサージ室、診療室、休養室、待合室、リネン室、事務室、職員控室、廊下、便所等)</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
共同利用施設	<p>388,900 千円</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>共同利用施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 特殊診療棟</p> <p>(共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門及び建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備)</p> <p>(2) 開放型病棟</p> <p>(病室、診察室、処置室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 医療機器</p>	2分の1

		<p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	
医療関係者養成所施設 看護師等養成所	厚生労働大臣の定める額	<p>学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の被災部分の災害復旧に要する事業費</p> <p>(1) 工事費又は工事請負費</p> <p>(2) 看護師等の養成に必要な教材等の費用</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
理学療法士等養成所	厚生労働大臣の定める額	<p>学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の被災部分の災害復旧に要する事業費</p> <p>(1) 工事費又は工事請負費</p> <p>(2) 理学療法士等の養成に必要な教材等の費用</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
救急救命士養成所	厚生労働大臣の定める額	<p>学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の被災部分の災害復旧に要する事業費</p> <p>(1) 工事費又は工事請負費</p> <p>(2) 救急救命士の養成に必要な教材等の費用</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1

<p>歯科衛生士養成所</p>	<p>厚生労働大臣の定める額</p>	<p>学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費 (1) 工事費又は工事請負費 (2) 歯科衛生士の養成に必要な教材等の費用 （1品につき100,000円を超えるもの。） <small>（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）</small></p>	<p>2分の1</p>
<p>研修施設 地域医療研修センター</p>	<p>59,600千円</p>	<p>地域医療研修センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 図書、視聴覚部門 （視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室、書庫） (2) カンファレンスルーム (3) 小講堂 (4) 管理部門 （管理室、ロッカールーム、廊下、便所等） (5) 地域情報部門 （地域情報室、相談室）</p>	<p>2分の1</p>
<p>研修医のための研修施設</p>	<p>198,700千円</p>	<p>研修棟として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、ロッカールーム、廊下、便所等）、倉庫等</p>	<p>2分の1</p>

病院内保育所	厚生労働大臣の定める額	病院内保育所の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
看護師宿舎	既存面積（1人当たり33㎡を限度）×1/2×198,300円	病院の看護師宿舎の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
救急医療情報センター	13,100千円	救急医療情報センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 操作室、仮眠室、機械室、便所、暖冷房、附属設備等	2分の1

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭五九・九・七

歳計二一五〇

最終改正 平三〇・八・二九 財計第三三三三号

第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第二 調査の方法

- (1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- (2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二〇〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第三 調査の対象

- (1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であつて、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。
- (2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。
- (3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。
- (4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。

ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設

(ア) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

- A 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であつて、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの
- B 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であつて、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

C 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

D その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

(イ) 医療期間施設の医療機器（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

(ウ) 医療関係者養成所施設の教材等（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあつては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

(5) 第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和四〇年八月五日付蔵計第一九六七号）第二（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）の第一項に準じて取り扱う。

第四 一箇所の定義

(1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。

(2) 国立公園等施設の道路にあつては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものとは別箇所とする。

第五 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

(1) 一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。

(2) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。

(3) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

(4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

ロ 当該年度に整備計画のあるもの。

ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

(5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。

(6) 調査前着工を行ったものうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

(7) 一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養

成所施設の教材等。

第六 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

第七 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舍及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成七年厚生省発健政第二二二号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第八 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第九 報告

調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

(1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。

(2) 調査額が、一億円以上の場合。

別表 1

施設名等及び限度額

所 管 名	施 設 名 等	限 度 額	
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円	
厚生労働省	保健衛生施設等	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあつては400千円	
	保健衛生施設		
	原爆医療等施設		
	精神保健等施設		
	食肉衛生検査施設		
	エイズ・結核治療施設		
	医薬分業推進支援施設		
	血漿採漿センター等施設		
	抗毒素製造施設		
	環境衛生施設		
	火葬場	指定市 800千円	
	と畜場	市町村 400千円	
	医療機関施設等	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円	
	医療機関施設		
	公的医療機関施設		800千円
	へき地診療所施設 (医師及び看護師住宅を含む)		800千円
	政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く)		別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
	医療関係者養成所施設		
	研修施設		
	病院内保育所	800千円	
	看護師宿舎	800千円	
	救急医療情報センター	800千円	
	社会福祉施設等	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園にあつては400千円	
	保護施設		
	老人福祉施設		
	老人保健等施設		
	身体障害者社会参加支援施設		
	婦人保護施設		
	障害者支援施設等		
	児童福祉施設		
	母子・父子福祉施設		
	母子健康包括支援センター		
	その他の社会福祉施設等		

環境省	国民健康保険診療施設（へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	800千円
	国民健康保険健康管理センター	800千円
	国民健康保険総合保健施設	800千円
	国立公園等施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円 ただし、道路にあつては400千円
	廃棄物処理施設	
	一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	浄化槽（市町村整備推進事業）	市町村400千円
	産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	広域廃棄物埋立処分場	市町村・広域臨海環境整備センター 1,500千円
	PCB廃棄物処理施設	日本環境安全事業株式会社1,500千円
災害等廃棄物処理事業	指定市 800千円 市町村 400千円	

別表 2

諸 経 費 率

区 分	率
建 物 新 (改) 築 復 旧	0%
建 物 補 修 復 旧	15%
土 地 復 旧	15%
工 作 物 復 旧	15%
設 備 復 旧	0%
災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

様式2

省 庁所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日
局

都道府県名

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点			
施設区分						
	工事概要	金額(千円)				
申請			主務省見			
調査結果			財務局見			
※			※			

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 4. ※欄は空欄にすること。

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について

昭五九・九・七

事務連絡二二六

最終改正 平三〇・八・二九 事務連絡監査第四三三号

一 調査要領別表1に掲げる「別に定めるそれぞれの施設」について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計二二五〇号。以下「調査要領」という。）別表1の限度額欄における「別に定めるそれぞれの施設」とは、別紙の施設名欄に定める施設とする。

別紙

施 設 名 等	施 設 名
<p>(警察庁) 都道府県警察施設</p>	<p>警察本部 機動捜査隊 機動鑑識隊 自動車警ら隊 特別機動警ら隊 機動警察隊 防犯特別捜査隊 交通機動隊 高速道路交通警察隊</p> <p>警察署 警察官待機宿舎 留置施設 駐在所 交番 交通安全施設</p> <p>1. 分室及び分駐所は対象外とする。 2. 警察本部と同一建物内にある場合は、警察本部として取り扱う。</p> <p>警察署と同一建物内にある場合は、警察署として取り扱う。</p>
<p>(厚生労働省) 保健衛生施設等 保健衛生施設</p>	<p>感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V検査・相談室 地方衛生研究所</p>
<p>原爆医療等施設</p>	<p>原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所</p>
<p>精神保健等施設</p>	<p>精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設</p>
<p>食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設</p>	<p>食肉衛生検査所 結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設 (エイズ拠点病院) 結核研究所</p>
<p>医薬分業推進支援施設 血漿採漿センター等施設</p>	<p>多剤耐性結核専門医療機関 医薬分業推進支援センター 血漿分画センター 血漿採漿センター</p>

抗毒素製造施設	抗毒素製造施設
医療機関施設等	救命救急センター
医療機関施設	病院群輪番制病院
政策医療実施機関施設	共同利用型病院
(公的医療機関施設を除く)	救急告示病院
	在宅当番医制病院
	在宅当番医制診療所
	在宅当番医制歯科診療所
	休日夜間急患センター
	休日等歯科診療所
	時間外診療実施診療所
	災害拠点病院
	へき地医療拠点病院
	周産期医療施設
	小児救急医療拠点病院
	在宅医療実施病院
	在宅医療実施診療所
	在宅医療実施歯科診療所
	がん医療実施診療所
	脳卒中医療実施病院
	腎移植施設
	老人デイ・ケア施設
	共同利用施設
医療関係者養成所施設	看護師等養成所
	理学療法士等養成所
	救急救命士養成所
	歯科衛生士養成所
研修施設	地域医療研修センター
	研修医のための研修施設
社会福祉施設等	救護施設
保護施設	更生施設
	宿所提供施設
	授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	老人福祉センター
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人介護支援センター
老人保健等施設	介護老人保健施設
	介護医療院
	訪問看護ステーション
	在宅介護支援センター
	認知症高齢者グループホーム
	生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設
婦人保護施設	婦人保護施設
	一時保護施設

障害者支援施設等	婦人相談所 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 障害者支援施設 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム
児童福祉施設	障害児入所施設 児童発達支援センター 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分に限る。） 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム 母子健康包括支援センター
母子健康包括支援センター その他の社会福祉施設等	社会事業授産施設 隣保館 生活館 ホームレス自立支援センター 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護ステーション

(環境省)
国立公園等施設

介護予防拠点
地域包括支援センター
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
市町村障害者生活支援センター
児童相談所
一時保護施設
職員養成施設
児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
心身障害児総合通園センター
居宅訪問型児童発達支援事業所
保育所等訪問支援事業所
障害児相談支援事業所
特例保育施設
児童自立生活援助事業所
地域子育て支援拠点事業所
小規模住居型児童養育事業所
小規模保育事業所
事業所内保育事業所
利用者支援事業所
子育て支援のための拠点施設
幼稚園型認定こども園（保育所機能部分
に限り、幼稚園と保育所機能部分の定員
合計が20人以上の場合に限る。）

園地
避難小屋
休憩所
野営場
駐車場
棧橋
給水施設
排水施設
公衆便所
博物展示施設
植生復元施設
動物繁殖施設
自然再生施設
砂防施設
防火施設
道路（車道、歩道、橋梁、標識）

一般廃棄物処理施設

し尿処理施設
コミュニティ・プラント
汚泥再生処理センター
生活排水処理施設
ごみ処理施設
廃棄物循環型処理施設
廃棄物運搬用パイプライン施設
埋立処分地施設
マテリアルリサイクル施設
エネルギー回収推進施設
有機性廃棄物リサイクル推進施設
最終処分場

【記載例】医療施設等災害復旧費協議書

施設種類	救急告示病院	名称	〇〇病院	設置主体	医療法人〇〇会
所在地	〇〇県〇〇市〇〇・・・・			設置年月日	平成〇年〇月〇日
建物の規模・構造	鉄筋鉄骨コンクリート造〇階建				
被災年月日	令和〇年〇月〇日		災害の種類		
被害の状況	発生源等	当院所在地域のアメダス地点で観測された降水量は、令和〇年〇月〇日は〇.〇ミリ、同年同月〇日は〇.〇ミリ、・・・であり、降水量の総和は〇日間で〇.〇ミリであった。当該降雨により建物床上浸水が発生した。			
	主要部分の破損状況	建物床上浸水(50cm)による床及び内外壁の損壊、天井部分の損壊による雨漏り、受水槽、給水・給湯管、ボイラー、CT撮影装置の故障			
入所者の状況	被害なし				
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価(円)	金額(円)	摘要
	①建物修繕工事	一式		8,000,000	令和〇年〇月〇日着工 令和〇年〇月〇日竣工
	②受水槽復旧工事	一式		3,000,000	令和〇年〇月着工予定 令和〇年〇月竣工予定
	③給水、給湯管復旧工事	一式		2,000,000	令和〇年〇月着工予定 令和〇年〇月竣工予定
	④ボイラー修繕工事	一式		1,000,000	令和〇年〇月着工予定 令和〇年〇月竣工予定
	⑤諸経費	一式		2,240,000	
	⑥CT撮影装置復旧工事	一式		30,000,000	令和〇年〇月着工予定 令和〇年〇月竣工予定
	⑦消費税及び地方消費税	一式		3,699,200	
	計			49,939,200	
備考					

個人開設の場合は個人名を入力してください。

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象であることを地元地方気象台発表の観測記録、都道府県・市町村防災担当課等が作成した資料等、客観的に証明できる資料を添付してください。

※被災後1ヶ月以内に提出するものは、概算額で差し支えありません。(災害復旧所要額及びその内訳の入力も不要)
後日、医療施設等災害復旧費実地調査表(別紙2)の提出依頼に合わせて、見積書等入手の上、所要額の確定、内訳の入力をお願いします。

様式2

様式1「医療施設等災害復旧費協議書」の災害復旧所要額の内訳(区分)と一致させる。

医療施設等災害復旧費実地調査表(総括表)
(施設名:〇〇病院)

施設種類が複数ある場合は、施設種類毎に総括表及び個表を作成する。

名称	災害復旧所要額				査定額				備考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
1.建物修繕工事	1	式		8,000,000					
2.受水槽復旧工事	1	式		3,000,000					
3.給水、給湯管復旧工事	1	式		2,000,000					
4.ボイラー修繕工事	1	式		1,000,000					
5.諸経費	1	式		2,240,000					
6.CT撮影装置復旧工事	1	式		30,000,000					
7.消費税及び地方消費税	1	式		3,699,200					
合計				49,939,200				0	

消費税及び地方消費税は各個表には記載せず、まとめて総括表に計上する。

諸経費は各個表には記載せず、まとめて総括表に計上する。
諸経費は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の別表2に定める率までとし、超えた額は減額する。
なお、諸経費の計算は次のとおり。
(消費税及び地方消費税を除いた建物補修の申請額全体) × (別表2の諸経費率)

80万円未満は調査(補助)対象外

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

様式2

医療施設等災害復旧費実地調査表(個表)
 (施設名:〇〇病院)

名 称	災害復旧所要額				査 定 額				備 考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
1.建物修繕工事									
1号館	1	式		5,000,000					
2号館	1	式		2,000,000					
3号館	1	式		1,000,000					
計				8,000,000				0	

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
 (写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

様式2

医療施設等災害復旧費実地調査表(個表)

(施設名:〇〇病院)

名 称	災害復旧所要額				査 定 額				備 考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
1号館									
床補修 タイルカーペット貼り	5,300	m ²	600	3,180,000					
内壁補修 ビニルクロス貼り替え	4,000	m ²	400	1,600,000					
養生・整理整頓・片付け	10	日	10,000	100,000					
内部足場	400	m ²	300	120,000					
(×)値引き				△@@@					
計				5,000,000				0	

見積書において値引きが行われている場合、「値引き」単独では記載せず、事業費の中に算入する。

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
 (写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

様式2

医療施設等災害復旧費実地調査表(個表)

(施設名:〇〇病院)

名 称	災害復旧所要額				査 定 額				備 考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
2号館									
床補修 タイルカーペット貼り	2,000	m ²	600	1,200,000					
内壁補修 ビニルクロス貼り替え	1,800	m ²	400	720,000					
養生・整理整頓・片付け	5	日	10,000	50,000					
内部足場	100	m ²	300	30,000					
計				2,000,000				0	

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
 (写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

